

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 行動計画
(女性活躍推進法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 目 標 男女の平均勤続年数の差異を70%以上にする。

3. 内 容

取り組み1 休暇の取得しやすい環境を構築することで、女性職員が就業継続しや
すい職場をつくる。

- 平成28年4月～ 誕生日休暇、リフレッシュ休暇を創設し、年次有給休暇の取得
推進を図る。

取り組み2 管理職に対して、職員の定着率向上を目的とした研修を実施する。

- 平成28年4月～ 研修計画策定
- 平成28年6月～ 研修実施

4. 勤続年数の男女差

区分	職員数	平均勤続年数
男性	85	11.2年
女性	456	7.8年
計	541	8.3年

以上